

通達甲（生. 総. 対1）第 3 号

平成 2 9 年 6 月 2 8 日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

高齢者虐待情報及び障害者虐待情報管理システム運用要綱の制定について

このたび、別添のとおり、高齢者虐待情報及び障害者虐待情報管理システム運用要綱を制定し、平成29年7月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

高齢者虐待情報及び障害者虐待情報管理システム運用要綱

## 第1 目的

この要綱は、高齢者虐待事案及び障害者虐待事案に関する情報を一元的に管理する高齢者虐待情報及び障害者虐待情報管理システム（以下「虐待情報システム」という。）の適正かつ効率的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 準拠

虐待情報システムの運用については、警視庁情報セキュリティに関する規程（平成26年5月27日訓令甲第22号）、警視庁情報管理システム運用要綱（平成18年4月14日通達甲（副監. 総. 情. 企1）第8号。以下「情報管理システム運用要綱」という。）、警視庁情報セキュリティ対策実施要綱（平成26年5月27日通達甲（総. 情. セ1）第9号。以下「情報セキュリティ対策実施要綱」という。）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## 第3 情報の分類及び管理

虐待情報システムにおいて取り扱う情報の分類は、情報セキュリティ対策実施要綱別表に規定する機密性中、完全性低及び可用性低とし、その管理は、当該分類に応じた基準に従い、適正に行わなければならない。

## 第4 管理運用体制

### 1 対象業務管理者

生活安全総務課長は、対象業務管理者（情報管理システム運用要綱に定める対象業務管理

者をいう。)として、虐待情報システムの総合的な管理及び運用に当たるとともに、そのアクセスの範囲を適切に定め、関係所属長に通知するものとする。

## 2 運用管理責任者等の指定

虐待情報システムを運用する所属の長（以下「運用所属の長」という。）は、所属における虐待情報システムの管理及び運用の責めに任じ、その適正を図るため、次のとおり指定した者を指揮監督するものとする。

区分	警察署	警察署以外の所属	任務
運用管理責任者	副署長又は次長	庶務を担当する課長代理又はこれに相当する職にある者	虐待情報システムの管理及び運用の調整に関すること。
運用管理者	生活安全を担当する課長（島部警察署にあっては次長）	業務を担当する課長代理又はこれに相当する職にある者	虐待情報システムの管理及び運用に関し必要なこと。
運用管理補助者	生活安全を担当する課長代理（島部警察署にあっては生活安全を担当する係長）	業務を担当する係長又はこれに相当する職にある者	運用管理者の任務の補佐及び虐待情報システムの適正な運用に関すること。

## 3 アクセス権者の指定

運用所属の長は、生活安全総務課長が定めるアクセスの範囲内で、虐待情報システムのアクセス権者を指定するものとする。

## 第5 情報の管理等

- 1 虐待情報システムで取り扱う入力資料及び出力資料（以下「入出力資料」という。）については、施錠設備のある場所に保管して適切に管理し、紛失、漏えい、改ざん等の防止に十分配慮し、不正な使用を防止しなければならない。
- 2 入出力資料を廃棄する場合は、細断、焼却等の復元できない方法により行わなければならない。

## 第6 事故発生時における通報

運用所属の長（生活安全総務課長を除く。）は、虐待情報システムの運用に関し、情報管理システム運用要綱第19の1の事故が発生した場合は、直ちにその概要を生活安全総務課長（生

活安全対策第一係経由)に通報するものとする。

## 第7 その他

この要綱に定めるもののほか、虐待情報システムの運用に関し必要な事項は、生活安全総務課長が定めるものとする。